

平成26年3月7日（金）
 国土交通省 関東地方整備局
 横浜国道事務所

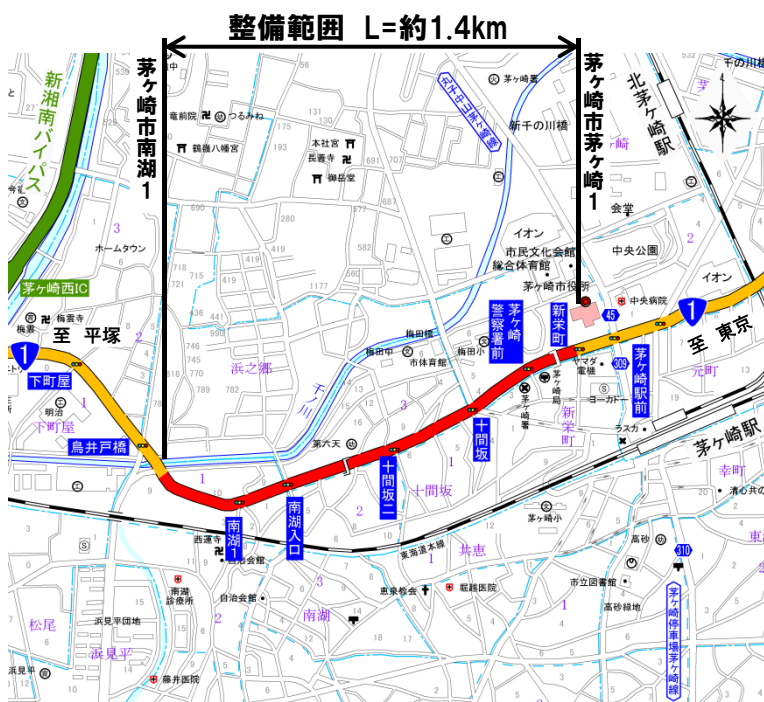
記者発表資料

自転車の安全な通行空間を創出
～茅ヶ崎市内の国道1号に「自転車レーン」が完成～

茅ヶ崎市内の国道1号に自転車専用通行帯（通称：自転車レーン）が3月14日に完成します。自転車事故の低減、利用者の安全性の向上が期待されます。

- ◆整備区間：茅ヶ崎市茅ヶ崎1（新栄町交差点）～茅ヶ崎市南湖1（鳥井戸橋）
- ◆整備延長：約1.4km
- ◆整備内容：①自転車専用通行帯（通称：自転車レーン）の設置 [青色カラー舗装]
②自転車の通行位置・方向を示す路面表示の設置 [青色矢印 矢羽根型]

位置図



整備前写真



整備後写真



発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所
 横浜国道事務所 電話 045-311-2981（代）
 副所長 秋元 孝夫（あきもと たかお）
 交通対策課長 千野 啓次（ちの けいじ）

◆ 整備の目的

当該区間は茅ヶ崎駅に近接し、茅ヶ崎市役所や大型商店等の施設が多数あることから自転車や歩行者の交通量が多く、また、歩道幅員が狭いことなどから歩行者と自転車の事故が多く見受けられました。

このようなことから、道路利用者の安全性・快適性の向上を目的とした自転車専用通行帯（通称：自転車レーン）および自転車の通行位置・方向を示す路面表示（青色矢印矢羽根型）を整備し、歩行者と自転車を分離した歩行者・自転車にとって安全で快適な走行空間を提供します。

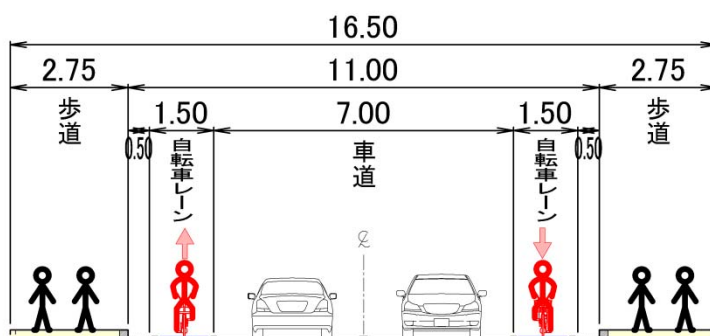
◆ 自転車レーン整備内容

道路空間の再配分（自動車走行車線の位置変更・幅の縮小）により自転車レーンを設置

【整備前】



【整備後】



※ 標準断面図
単位[m]

本整備区間は、自転車レーン整備後も「自転車は歩道も通行可能」です。歩道を通行する場合は歩行者優先で車道寄りを徐行して下さい。（「自転車歩道通行可」規制は解除しません）

◆ 自転車の車道走行位置

自転車は車道の左側に表示している”自転車レーン”（自転車専用で通行する空間）または”青色矢印 矢羽根型”表示箇所（自動車と混在通行する空間）を通行することができます。

① 自転車レーン

自転車が専用で通行する空間を車道の左側に青色で着色。
自転車は自転車レーン上を自動車と同方向に通行できます。



② 青色矢印 矢羽根型

自転車レーン幅（1m～1.5m）が確保出来ない区間、または自転車レーンの市道交差点は走行位置の目安として青色矢印 矢羽根型の路面表示を設置



自転車は路面表示した位置を自動車と同方向に通行することができます。



※ 自転車は車道の左側通行が原則です。

※ 逆走は交通違反となります。